

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは大危険!
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

蛍光灯の取替え作業や清掃時によく使用する脚立での作業のポイントを踏まえて安全に作業を行いましょ。



右の標語は年末年始無災害運動のもので、当該無災害運動は、令和4年12月1日から令和5年1月15日までの間、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で取組むものです。

年末年始は、どの業種においても非定常作業を行うことが多くなり、慣れていない作業が原因で労働災害が発生しやすくなる時期です。

そのため、より一層、安全衛生活動を強化することが重要となっています。

実施要領は左のQRコードから確認してください。

待っています
元氣なあなた
明るく迎える年末年始

松阪安衛月報

12月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015



「はたらくひと」のイラスト
入賞者表彰が行われました

令和4年11月15日、労働安全衛生松阪地区大会において「はたらくひと」のイラスト入賞者表彰が行われました。

本年は41作品の応募があり、そのうち優秀賞4作品、佳作37作品となりました。

優秀賞の4作品については、松阪労働基準監督署長賞、松阪労働基準協会長賞、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会長賞及び林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会長賞が授与されました。

上の作品は、松阪労働基準監督署長賞を受賞した田上蒼二郎さんのイラストです。

また、全応募作品をあしらったポスターを制作しました。事業場に掲示するなど、安全活動の啓発などに活用ください。

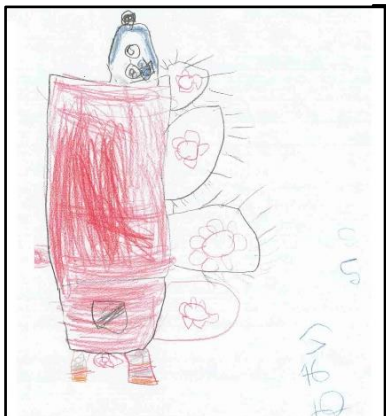
三重労働局HP（フォトレポート）より入手できます。



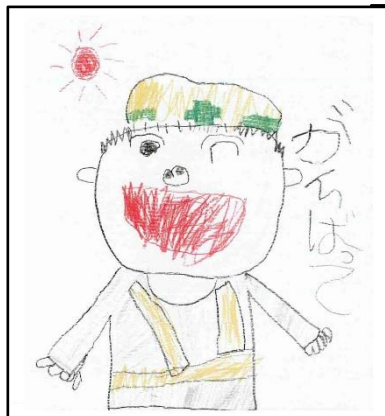
三重労働局 HP
フォトレポート ↓



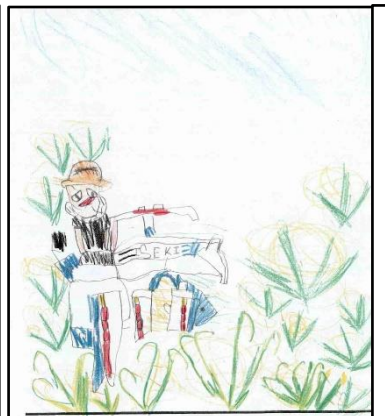
身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。



林業・木材製造業労働災害防止協会
三重県支部松阪分会長賞



建設業労働災害防止協会
三重県支部松阪分会長賞



松阪労働基準協会長賞

改正石綿障害予防規則に係る 研修会を行いました

令和4年11月28日、改正石綿障害予防規則に係る研修会を開催し、石綿の使用の有無について請負金額にかかわらず事前に調査することが必要であること、石綿事前調査結果報告システムの使い方、令和5年10月1日以降に着工する工事現場について、有資格者による事前調査（建築物石綿含有建材調査者等）が必要であること等の説明を行いました。

また、建築物等の解体・改修を行うにあたって、石綿に係る特別教育の実施、石綿等の取り扱い業務についての作業主任者の選任及び当該作業主任者の職務遂行などについても説明を行いました。

（お願い）

石綿事前調査結果報告システムにて「石綿含有あり」とし、吹付け石綿、保温材及び被覆材（いわゆるレベルとレベル間建材）について除去を行うといった報告を行った際には、申請者の自由記載欄に「建設工事計画届（石綿除去作業届）の提出予定日」の記載をお願いいたします。また、保温材の除去に関し、非石綿部の切断による除去を行う場合についても、自由記載欄に当該方法で除去する旨の記載をお願いします。

石綿事前調査結果報告システム（操作マニュアル）↓



令和4年11月末速報 死傷者数は前年同期より1人増加の222人

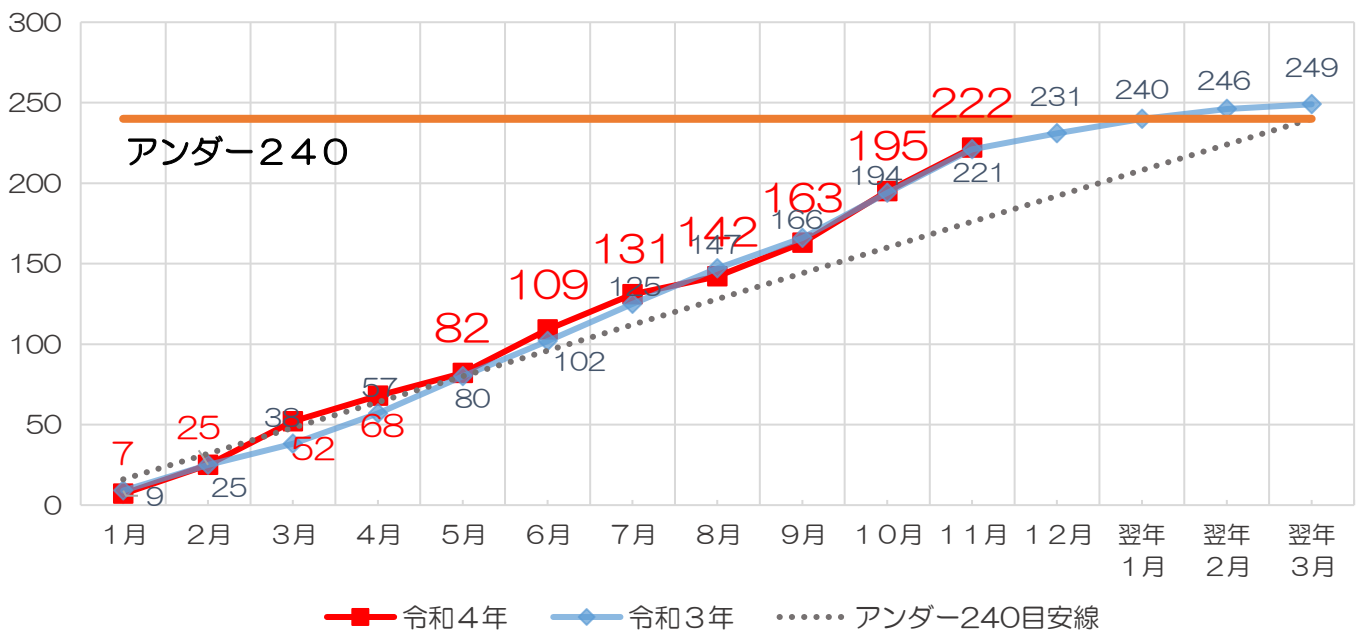
休業4日以上死傷者数は前年同期より1人増加し、222人（0.45%増）、業種別で比較すると製造業は8人減少し45人（15.0%減）、第三次産業は3人増加し99人（3.0%増）となりました。特に増加率が大きい業種は建設業であり、7人増加の32人（28.0%増加）、工事業別では土木工事が10人増加し、15人となっております。

建設工事業に係る労働災害例として、①重機との接触、②移動式クレーンのつり荷との接触等がありますが、特に土木工事業の場合、使用する重機の種類が多くなるため慎重に作業を行う必要があります。

重機との接触災害を防止するためには、①重機の走行範囲及びアームやブーム等の可動範囲内に労働者を立ち入らせない、②重機の運転について誘導者を置き、合図を行わせ、重機の運転者は合図に従うようにするといった措置を講じる必要があります。

令和3年に発生した建設業における労働災害の平均休業日数は約80日、一方で、その他業種については約40日となっております。建設業における怪我の重篤度が高い状況です。事業者及び労働者が「安全に作業を行う」といった意識をもって作業を行うことが重要です。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

